

スタートアップSDGsイノベーショントライアル事業（事業化支援事業）
補助金交付要綱

（目的）

第1条 この要綱は、本市において、新たな製品の開発やビジネスモデルの創出により市域の経済成長への貢献と社会課題の解決を図ることを目的としているスタートアップ企業等に対して補助金を交付することにより、市内スタートアップ企業等の成長加速化及び市外スタートアップ企業等の誘致による新たなイノベーションの創出を通じて、市内に魅力ある雇用を創出することを目的とする。

（通則）

第2条 この補助金の交付については、北九州市補助金等交付規則（昭和41年北九州市規則第27号。以下「補助金等交付規則」という。）の定めによるほか、この要綱の定めるところによる。

（定義）

第3条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

（1） 補助事業 補助金の交付の対象となる事業をいう。

（2） 認定ベンチャーキャピタル 業としてスタートアップ企業等への投資機能を有し、スタートアップ企業等の事業化支援機能を有する者であり、本市が認定したベンチャーキャピタルをいう。

（補助金の交付要件）

第4条 補助金の交付を受けて事業を行う者（以下「補助事業者」という。）は、次の各号に掲げる要件をすべて備えなければならない。

（1） 中小企業基本法第2条に規定する中小企業者であること。

（2） 市区町村税を滞納していないこと。

（3） 市内に本社若しくは事業所を有する者又は市内に本社若しくは事業所を置き、新たに補助事業を開始しようとする者であること。

（4） 認定ベンチャーキャピタルからの出資を受けていること。

(5) 前年度に当該補助金の交付決定を受けていないこと。

(6) 前年度以前に当該補助金の交付決定を受けたときの補助事業と同一の事業でないこと。

(7) 次のいずれにも該当しないこと。

ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（以下、「暴対法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

イ 暴力団員（暴対法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

ウ 暴力団員と密接な関係を有する者

（補助対象事業）

第5条 この補助金は、環境、ロボット、デジタルトランスフォーメーション（以下「DX」という。）等の分野において、新たな産業の創出に向けた製品・サービスの事業化の取り組みを行い、北九州市SDGsスタートアップエコシステムコンソーシアムが目指すビジネスによるSDGs未来都市の実現に資するものに対し交付する。

（補助対象経費）

第6条 補助金の交付対象となる経費は、前条に規定する製品・サービスの事業化に必要な費用のうち、別表のとおりとする。

2 補助事業を実施するための経費は、最も安価かつ効果的に活用するよう努めなければならない。

（補助金の額）

第7条 補助金の額は、予算の範囲内で、かつ、次の各号に掲げる額のうち一番小さい額（1,000円未満の端数がある場合は、これを切り捨てた額）を上限とする。

(1) 認定ベンチャーキャピタルから出資を受けた額

(2) 前条に定める経費の3分の2以内の額

(3) 2,000万円（環境、ロボット、DXの分野以外の分野にあっては1,000万円）

(補助の期間)

第8条 補助事業の補助期間は1年以内とする。

(市等の他の制度との併給制限)

第9条 この要綱による補助金の交付を受ける者は、同一の事業について同一年度中に市及び関係団体が実施する事業の補助金等の交付を受けることができない。

(補助金の交付申請)

第10条 補助金の交付の申請をしようとする者(以下「申請者」という。)は、補助金交付申請書に市長が必要と認める書類を添付して市長に申請しなければならない。

(補助金の交付決定)

第11条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、当該申請に係る補助金の交付の可否について決定のうえ、その旨を申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項の場合において、適正な交付を行うため必要があるときは、補助金の交付申請に係る事項につき修正を加えて交付決定をするものとする。

3 市長は、補助金の交付が適当でないと認めるときは、その旨を申請者へ通知するものとする。

(交付の条件)

第12条 市長は、補助金の交付決定をする場合において、次の各号を補助金交付の条件として付するものとし、第7号から第9号までの条件について、交付の決定の通知後30日以内に、覚書を締結するものとする。

(1) 補助事業の実施方法等の主要な内容を変更する場合は、市長の承認を受けなければならない。

(2) 補助対象経費における経費項目の変更(軽微な変更を除く。)をする場合は、市長の承認を受けなければならない。

(3) 補助事業を中止し、または廃止する場合は、市長の承認を受けなければならない。

(4) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合または補助事業の遂行が

困難となった場合は、すみやかに市長に報告してその指示を受けなければならない。

(5) 補助事業の経理については、補助事業以外の経理と明確に区分し、その収支の状況を会計帳簿によって明らかにしておくとともに、その会計帳簿及び収支に関する証拠書類を補助事業の完了した日の属する会計年度の終了後5年間保存しておかなければならない。

(6) 第4条第3号の市内に本社若しくは事業所を置き、新たに補助事業を開始しようとする者は、交付の決定の通知後30日以内に、本社若しくは事業所を設置したことが確認できる書類の写しを提出しなければならない。

(7) 補助事業者は、補助事業の完了した日の属する会計年度の翌年度以降3年間、引き続き市内に本社又は事業所を置き、当該補助事業に係る事業化を行うとともに、その事業化状況について、毎事業年度終了後、市長に報告書を提出しなければならない。

(8) 補助事業者は、前号の期間中、市内における雇用の創出に努めなければならない。

(9) 補助事業者は、当該補助事業の成果に基づく収益が生じた場合は、交付された補助金の額を上限とする市への寄附又は本市の産業振興への貢献に努めなければならない。

(補助金の概算払)

第13条 市長は、補助事業を実施するために必要があると認めるときは、補助金を概算払することができる。

(補助事業の変更)

第14条 補助事業者は、補助事業が次の各号のいずれかに該当するときは、申請書をあらかじめ市長に提出し、承認を受けなければならない。

(1) 補助事業の実施方法等の主要な内容を変更しようとするとき。

(2) 補助対象経費における経費項目の変更（軽微な変更を除く。）をするとき。

(補助事業の中止)

第15条 補助事業者は、補助事業を中止しようとするときは、申請書をあらかじめ市長に提出し、承認を受けなければならない。

2 前項で補助事業が中止された補助事業者は、速やかに実績報告書を提出するとともに精算し、残額を返還するものとする。

(実績報告)

第16条 補助事業者は、補助事業が完了したときは20日以内に実績報告書に市長が必要と認める書類を添付して市長に提出しなければならない。

(補助金の額の確定等)

第17条 市長は、前条の実績報告書の提出があったときは、その内容の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、その報告に係る補助事業の実績が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助事業者に通知するものとする。

2 補助事業者は、第13条の規定により交付を受けた額に剰余が生じたときは、剰余金を返還しなければならない。

3 補助事業者は、第1項により補助金の交付を受けようとするときは、請求書を市長に提出しなければならない。

(交付決定の取消し)

第18条 市長は、補助事業者が補助事業に関して次の各号のいずれかに該当した場合は、第11条第1項の規定による補助金の交付決定の全部または一部を取り消すことができる。

(1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けた場合。

(2) 第6条第1項に規定する用途以外で補助金を使用した場合。

(3) 補助金の交付の決定の内容または第12条に規定する補助金の交付の条件その他補助金等交付規則に基づく市長の指示に違反した場合。

2 前項の規定は、第17条による補助金の額の確定があった後においても適用する。

3 市長は、前2項の規定により交付決定を取り消す場合には、その旨を補助事業者に通知するものとする。

(財産の管理)

第19条 補助事業者は、補助対象経費により取得し、又は効用の増加した財産（以下、「取得財産等」という。）については、補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金の交付の目的に従って、効率的運用を図らなければならない。

2 補助事業者は、当該年度に次条第1項に規定する取得財産等があるときは、第16条に定める実績報告書とあわせて、管理台帳を提出しなければならない。

（財産の処分の制限）

第20条 取得財産等のうち補助金等交付規則第22条第5号の規定により市長が指定して処分を制限する財産は、補助対象経費のうち、取得価格又は効用の増加が50万円以上のものであり、かつ、当該財産の耐用年数が1年以上のものとする。

2 補助事業者は、補助金等交付規則第22条の規定により財産の処分を制限された期間内において、その取得財産等を処分しようとするときは、申請書をあらかじめ市長に提出し、承認を受けなければならない。

（委任）

第21条 この要綱の施行について必要な事項は、産業経済局長が別に定める。

付 則

この規則は、令和3年6月1日から施行する。

別表（第6条関係）

経費項目	
1	土木、建築工事費
2	機械装置等製作・購入費
3	消耗品費
4	保守・改造修理費
5	労務費
6	旅費
7	外注費
8	研究開発費
9	その他経費